

健康を持ち歩こう

船員保険健康アプリ

もう
登録しましたか？

“船員保険健康アプリ”はご自身の健診結果の閲覧、健診結果に基づく個別の改善アドバイス、著名人からの健康記事配信、船員保険部からの最新情報配信のほか船員とご家族の健康増進のお役に立てる機能が多く備わっています。

ぜひとも、船員とご家族の皆さま（注）にご活用いただきますようお願い申し上げます。

注）15～74歳の船員保険加入者さまにご利用いただけます。



ダウンロード



iPhone
(iOS13以降)

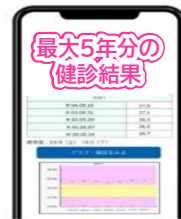


Android
(OS9以降)



無料

初回登録に必要な「保険者番号」 **02130011**



※iOS商標は、Cisco Systems, Inc.のライセンスに基づき使用されています。

※Androidは、Google Inc.の商標です。

※健診結果は全国健康保険協会船員保険部が保有するものに限りです。

「限度額適用認定証」をご利用ください

限度額適用認定証をご利用になると、医療機関等での窓口負担額が一定の自己負担限度額までに抑えられます。

申請からご利用までの流れ

1

限度額適用認定申請書を「船員保険部」にご提出ください。

2

約1週間程度で限度額適用認定証が交付されます。

3

2. で交付された「限度額適用認定証」と「保険証」を医療機関等の窓口へご提示ください。

◎限度額適用認定証の有効期限は、原則申請書を受付した月の1日から最長1年間の範囲です。

◎70歳以上の方で次の(1)または(2)に該当する場合は、高齢受給者証を提示することにより、窓口負担が自己負担限度額までとなるため、限度額適用認定申請書の提出は不要です。

(1) 自己負担額の割合が2割負担の方

(2) 標準報酬月額が83万円以上の方

◎同月に入院や外来など複数の受診がある場合は、高額療養費の申請が必要となることがあります。

オンライン資格確認が導入されている一部の医療機関等では、限度額適用認定証がなくても、保険証またはマイナンバーカードを提示することにより、窓口負担額が自己負担限度額までに抑えられます。対応の可否については受診医療機関にお問い合わせください。



全国健康保険協会

船員保険

〒102-8016 東京都千代田区富士見2-7-2ステージビルディング14階

TEL 03-6862-3060 (携帯電話・IP電話ご利用の方)

0570-300-800 ← 令和5年6月30日まで使用可能です。

(固定電話ご利用の方は市内通話料金)

メルマガ
「うみがめ〜」
会員大募集中

PICK UP 情報
旬なお知らせを
いつでも確認できます！

